

# 種苗法改正の継続審議または取り下げを求める請願書

衆議院議長 大島理森様

令和2年5月26日

請願者

名古屋の給食をオーガニック化する会

住所

氏名 清川千春 印

紹介議員 重徳和彦衆議院議員 印

## 1 請願(陳情)の要旨

「種苗法改正」の内容が、その目的の矛盾点、及び法改正後の日本の食の安全と地域経済の維持を妨げる恐れがあることから、継続審議または取り下げを求めます。

## 2 請願(陳情)の本文

### 「種苗法改正」の継続審議または取り下げを求める請願書

令和2年1月20日に召集された第201回国会に提出された、「種苗法改正案」について、以下の理由により継続審議または取り下げのお願いを致します。

1. 今まで農家に認められてきた登録品種の自家増殖が、この改正によって「許諾制」(一律禁止)になることで、日本の農家の大半を占める小規模農家に、許諾手続きの費用、または種苗を毎年購入する費用負担がかかります。政府は、現在の種苗価格ではそれほど大きな負担にならないと言いますが、5年後10年後も同じである保証はなく、農家への経済的負担が農業衰退に拍車をかける恐れがあります。農業が衰退し、農家がタネを買わなくなれば、結果的に、種苗会社も衰退することになります。

2. 農水省は、法改定の目的を、「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」と言いますが、登録品種の許諾制で可能になるのは契約者への賠償請求のみで、海外で品種登録する以

外に海外流出を防ぐ方法がないことは、農水省自身認めています。(農水省 2018年9月種苗をめぐる最近の情勢と課題について 参照) 今回の改正案で、海外流出を防げないことは明らかであり、政府の言う「法改正の目的」は矛盾しています。

3. 農水省は、在来種・固定種はこれまで通り自家増殖できるので大丈夫と言いますが、現在、在来種・固定種を保護する法律はなく、今後、種苗会社が同じような品種を登録した場合、もともと在来種・固定種であったものも登録品種とみなされ、自家増殖を禁止される可能性が十分にあります。登録品種か否かの判断は特性表に照らし合わせた判断でしかないので、裁判は登録者側に有利になり、その結果、小規模農家が萎縮して、在来種・固定種の扱いをやめたり、種取りを自粛してしまうことも考えられます。登録品種を保護し、種苗会社の育種権を守ると同時に、小規模農家の在来種・固定種の自家増殖権を守る法律も必要です。

4. 今、種苗市場は数社の多国籍企業が独占しています。日本国内の種苗企業も、9割が費用の安い海外でタネを育成しています。地域の風土に合った「在来種・固定種」が減って、「海外産」や「遺伝子組み換え・ゲノム編集」の種苗が増えると、化学肥料や農薬の多用につながり、生態系への悪影響や健康被害を招く恐れがあります。また、日本の食料自給率が37%しかない中で、今回の新型コロナウイルスのパンデミックのような緊急事態が発生し、食料のみならず種苗の輸入まで止められたら、日本の食料の供給自体が危うくなってしまいます。子ども達のいのちと健康を守り、安心して安全な食を供給し続けるためには、日本の風土に合ったタネを守り、日本の食を支える小規模農家を守り、農業の多様性を維持していくことが不可欠ですが、今回の改正は、これらが守られなくなる危険を感じ、日本の行く末を案じざるを得ません。

5. 今回の改正は、農家に直接的にかかわる法案でありながら、小規模農家への周知がほとんどなされておらず、あまりに性急に審議が進められようとしています。日本も批准する「食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)」では、農民の種子への権利が明記され、農民の政策参加がうたわれています。小規模農家を交えた公聴会を開き、時間をかけた慎重な審議が必要です。

以上の懸念から、「種苗法改正」を、継続審議、または取り下げを強く求めます。